

# 市民交流センター取得に係るスケジュール経過

2010年12月27日現在  
市議会議員・板倉真也

1	再開発事業の施行者	都市基盤整備公団
2	市街地再開発事業に関する基本協定の締結	1998年4月21日
3	武蔵小金井駅南口地区市街地再開発事業に係る市の方針策定	2000年7月
4	基本協定書に基づく覚書の交換	2001年8月23日
5	市民交流センター建設検討委員会から提言	2002年2月21日
6	市民交流センター基本構想・基本計画策定	2002年3月27日
7	都市基盤整備公団（現「都市再生機構」）へ基本設計依頼	2002年7月4日
8	都市計画決定	2002年9月27日
9	市民交流センター管理運営基本計画検討委員会から提言	2003年2月20日
10	市民交流センター管理運営基本計画策定	2003年3月11日
11	都市再開発法第120条の分担金に関する「覚書」の交換	単年度契約
12	都市基盤整備公団から基本設計概要が示される	2003年5月13日
13	基本設計の全員協議会	2003年11月4日
14	市民交流センターのあり方に関するアンケート調査を実施(市民対象)	2003年11月
15	基本設計概要市民説明会（公会堂大ホール）	2003年11月11日
16	都市基盤整備公団から市民交流センター概算価額が示される	2003年12月5日
17	基本設計再検討を都市基盤整備公団へ依頼	2003年12月26日
18	都市基盤整備公団と公益施設の取得に関する覚書締結	2003年12月26日
19	事業計画認可申請	2004年2月20日
20	市民交流センター管理運営計画検討委員から提言	2004年3月9日
21	市民交流センター管理運営実施計画策定	2004年3月16日
22	基本設計見直し最終案が示される	2004年7月22日
23	都市再生機構が国土交通大臣から事業計画認可を受ける	2005年1月12日
24	市民交流センターの利用に関するアンケート調査を実施 (文化団体等対象)	2005年2月～3月
25	評価基準日	2005年2月11日
26	都市再生機構が国土交通大臣から事業計画変更認可を受ける	2005年8月1日
27	権利変換計画図書の縦覧(2週間)	2005年8月10日
28	都市再生機構が国土交通大臣から権利変換計画認可を受ける	2005年12月1日
29	権利変換期日	2006年1月28日
30	取得予算に係る債務負担行為の議決	2006年度当初予算
31	市民交流センター管理運営実行計画策定	2006年3月28日
32	都市再生機構から実施設計図書が示される	2006年10月
33	1-III街区計画通知（建築確認）の申請	2006年12月26日
34	取得予算に係る債務負担行為の修正（補正）議決	2006年12月議会
35	保留床調査報告書受領	2007年1月31日
36	取得予算に係る債務負担行為の修正（減額補正）議決	2007年3月議会
37	取得予算に係る債務負担行為の議決	2007年3月議会

6月時点で「55億円」から「66億1千万円」に変更。

この時点ですでにJRビルは保留床なしが明らかに。  
(14階⇒5階)

「議会での『取得議案可決後』に工事着工」がうたわれる

民間地権者が1-III街区の建物に入る計画になった。



38	市民交流センター開設準備計画策定	2007年3月31日
39	都市再生機構が1-III街区（計画通知《建築確認》）確認済証を受ける	2007年4月17日
40	1-III街区安全祈願祭	2007年5月11日
41	1-III街区部分着工	2007年5月14日
42	都市再生機構から工事スケジュール変更の通知を受ける	2007年10月11日
43	1-III街区建物明け渡しの仮処分申請（断行裁判）	2007年11月30日
44	取得予算に係る債務負担行為の修正（補佐生）議決	2007年12月議会
45	取得予算に係る債務負担行為の修正（減額修正）議決	2008年3月議会
46	取得予算に係る債務負担行為の議決	2008年3月議会
47	1-III街区工事一時停止	2008年3月26日～4月23日
48	都市再生機構が国土交通大臣から事業計画変更認可を受ける	2008年4月24日
49	都市再生機構が国土交通大臣から権利変換計画変更認可を受ける	2008年9月29日
50	1-III街区建築支障物件明渡し仮処分の決定	2008年10月23日
51	都市再生機構から工事完了予定の報告を受ける	2008年11月10日
52	市民交流センターの附帯設備に関する覚書の締結	2010年4月20日
53	都市再生機構が国土交通大臣から事業計画変更認可を受ける	2010年6月11日
54	権利変換計画の軽微変更に伴う公告	2010年7月23日
55	都市再生機構から市民交流センターの売買価格の通知	2010年8月9日
56	保留床調査報告書受領	2010年8月10日
57	市民交流センター等の取得に係る仮契約の締結	2010年8月19日
58	市民交流センター等の取得議案と指定管理者選定議案の提出	2010年8月30日
59	市民交流センター等の売買仮契約変更契約書の締結	2010年10月8日
60	都市再生機構から都市再開発法133条による管理規約の縦覧通知	2010年10月12日
61	市議会5会派が都市再生機構に2度の申し入れ	2010年11月12日・22日
62	財産（市民交流センター）取得に係る議会議決	2010年11月30日
63	都市再開発法133条による管理規約の縦覧	2010年12月1日～14日
64	市民交流センター等の完了検査書の交付（市の検査）	2010年12月17日
65	都市再生機構が市役所を訪問。建物引渡しの延期通告	2010年12月17日
66	都市再生機構からの建物引渡し延期通告に関する市長報告	2010年12月22日
67	市議会が都市再生機構に対する抗議決議を可決	2010年12月23日

都市再生機構が「覚書」を破って工事を行なっている問題が、総務企画委員会で議論に。

この間に10回・あしかけ12日間の委員会審議。

小金井市に激震走る。

68	管理規約の認可手続き	
69	市民交流センター売買（譲渡）契約の締結	
70	工事完了官報公告・登記申請・建物等の引渡し	
71	登記完了	
72	国へ「まちづくり交付金」の申請	
73	取得代金の支払い	
74	再開発事業の清算	



上記の表は、市議会に提出された資料をもとに作成したものです。71番の「登記完了」までには通常でも、最低1年は必要です。